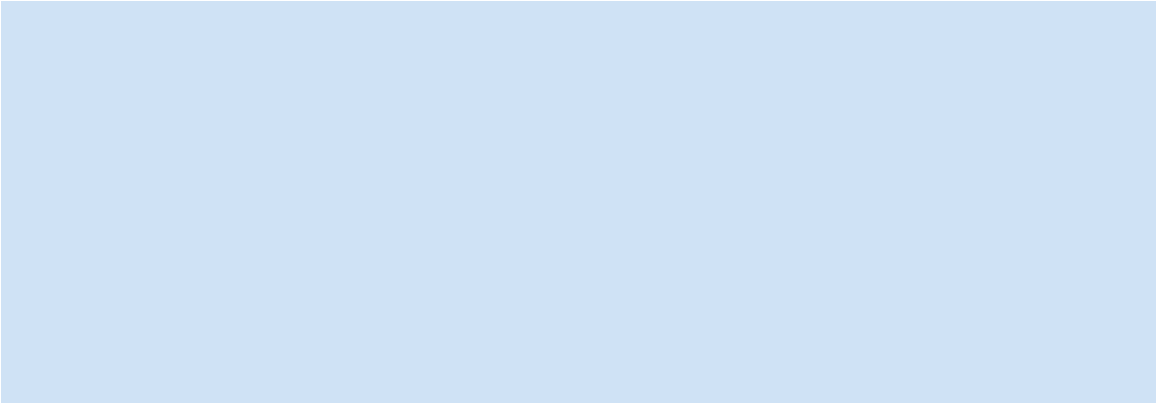




Ⅲ 全体構想



まちづくりの方向性

1-1 まちづくりの基本理念

(1) 将来都市像

本市は、豊かで美しい自然に恵まれた地理的条件の中で、暮らし、産業、観光・レジャー、歴史・文化などの調和のとれた地域として発展してきました。

近年では、本市の最上位計画である第五次蒲郡市総合計画において、本市が目指す将来都市像を「豊かな自然 一人ひとりが輝き つながりあうまち ～君が愛する蒲郡～」とし、さまざまな取り組みを進めていくこととしています。

都市計画は、総合計画の将来都市像を実現するための取り組みの一つです。そのため、都市計画マスタープランにおいても、総合計画と将来都市像を共有し、一体的にまちづくりを進めていくことを目指します。

将来都市像

**豊かな自然 一人ひとりが輝き つながりあうまち
～君が愛する蒲郡～**

(2) 都市計画の役割

将来都市像を実現するためには、市街地に近接する海・山の豊かな自然や県内有数の観光資源を含めた産業動向といった、本市の多彩な魅力を守り、活用し、さらに発展させることで、暮らす人・産業活動を行う人・訪れる人の一人ひとりが、まちに愛着を持ち、幸せを実感できることが必要です。

そこで、将来都市像を実現するために都市計画が担う役割として、『多彩な魅力を活かした、誰もが安心して心地よく過ごせる社会基盤の構築』につながる取り組みを進めていくこととします。

都市計画の役割

**多彩な魅力を活かした、
誰もが安心して心地よく過ごせる社会基盤の構築**

1-2 まちづくりの目標

まちづくりの基本理念を踏まえ、まちづくりの課題に対応するための目標を定めます。

目標 1：みんなが快適で住みやすいまち

○多世代が歩いて便利に生活できる拠点の形成

鉄道駅周辺に必要な都市機能の集積や居住の誘導を促進するとともに、誰にとっても安全な歩行空間を確保します。

○安全で快適に生活できる居住環境の確保

これまでに培われてきた地域コミュニティや各産業との調和に配慮しながら、安全で快適に生活できる居住環境を確保します。

○誰もが利用しやすい公共交通網の形成

多様な交通手段が相互に接続する交通ネットワークを構築・維持し、市民の移動手段を確保します。

目標 2：活発な経済活動や賑わい創出を支えるまち

○賑わいの拠点づくり

人々が三河湾を感じながら暮らし、遊び、過ごし、学べる、新たな拠点づくりを進め、温泉街・レジャー施設などにも波及する、市全体の賑わいの創出につなげます。

○広域アクセスと生活環境に配慮した産業用地の確保

臨海部のほかに、国道 23 号蒲郡バイパスインターチェンジ周辺や国道 247 号中央バイパス沿線などの広域交通の利便性が高いエリアにおいて、居住地や豊かな自然が広がる地域との棲み分けや調和に配慮しながら、本市の産業力の強化に資する土地利用を促進します。

○広域交通ネットワークの利便性向上

国道 23 号蒲郡バイパスの開通を見据えた広域交通ネットワークの形成や、都市間や市内の都市機能が集積する地域間を連絡する鉄道、広域的な物流を担う海運などの利便性を維持・向上します。

目標３：豊かな自然を感じながら安心して過ごせるまち

○自然や文化的な地域資源の活用・保全

海や山をはじめとした豊かな自然、温泉、歴史・文化などを賑わいの創出に活用しながら、適切に保全します。

○自然やまちなみと調和した景観形成

海辺の景勝地の景観を継承しつつ、住む人によって形成されてきた自然と調和した穏やかな景観を守り、育て、訪れる人が癒され、住む人が誇れる景観を形成します。

○災害に対する安全確保

大規模な災害に対して、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策を推進し、被害を最小限に抑えることができる、強くしなやかなまちを形成します。

目標４：将来にわたって持続可能なまち

○生活圏を踏まえた既存ストックの効率的な維持・更新

都市施設の機能や都市空間の効率的な維持・高質化を図るため、コンパクトな都市構造を活かした計画的な土地利用の推進にあわせ、都市施設の計画的な修繕・更新・再整備を推進します。

○公民連携による魅力の創出

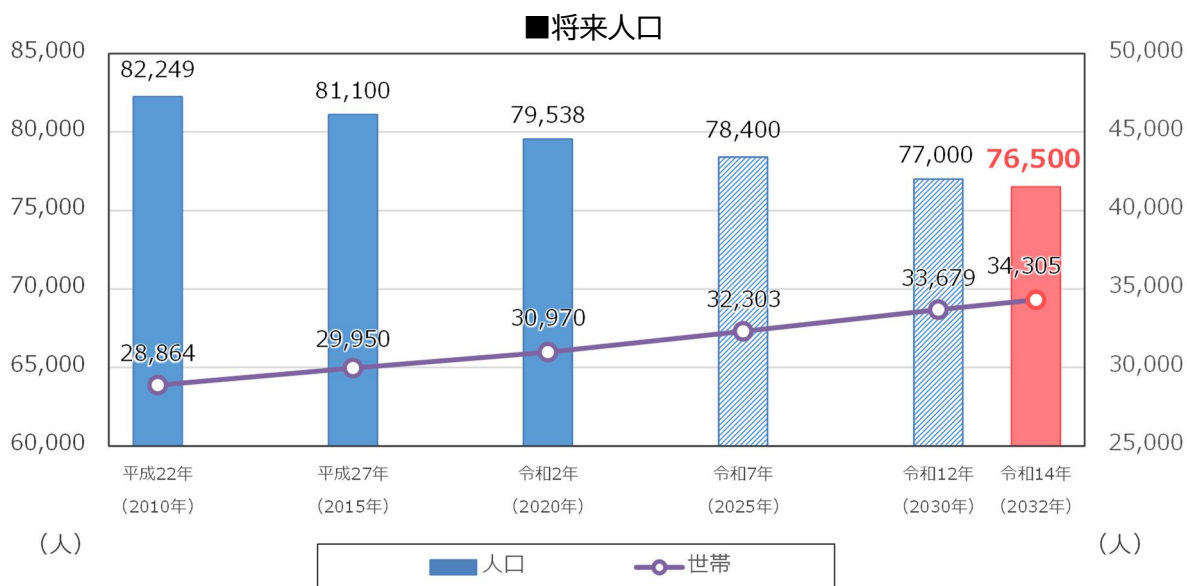
多彩な地域資源の新たな魅力を創出するため、適切な都市機能の維持更新に係る費用負担を最適化しながら、市民と協働した都市施設の維持管理や民間活力の導入などを促進します。

1-3 将来の市街地規模

市街地は、主に住宅・産業用地として利用するエリアです。将来の人口・産業規模に応じた市街地規模を想定します。

(1) 将来人口

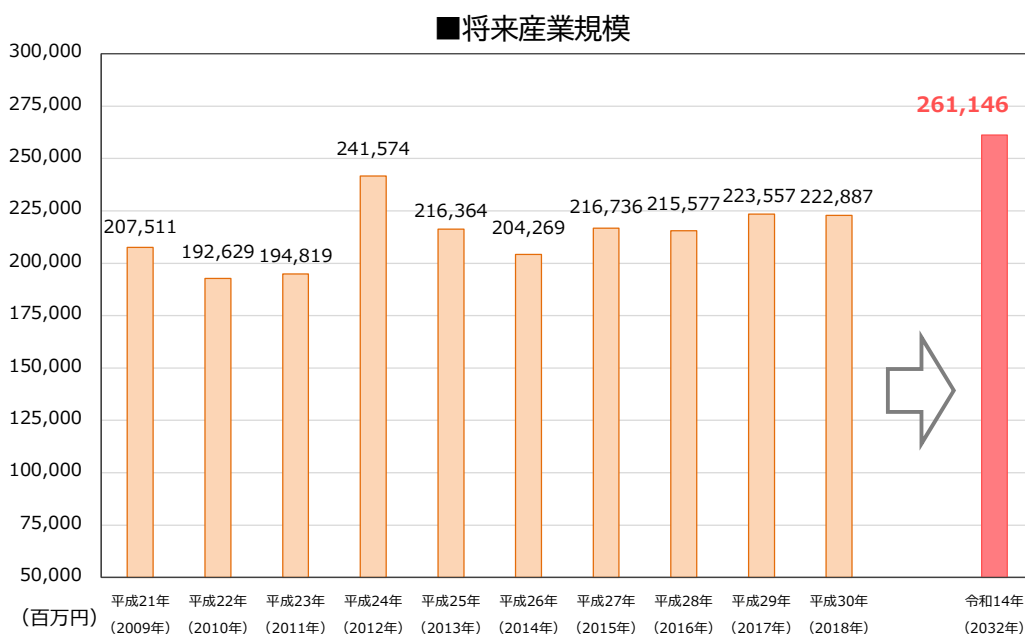
目標年度における将来人口は、上位計画である第五次蒲郡市総合計画との整合を図り、76,500人と設定します。



※将来人口は、第五次蒲郡市総合計画において、令和12年の目標値を77,000人としていることを踏まえ、令和14年まで同様の伸び率で推移すると想定し設定している。

(2) 将来産業規模

目標年度における将来産業規模は、市内総生産額の近年の推移や今後の見込みを踏まえ261,146百万円と設定します。



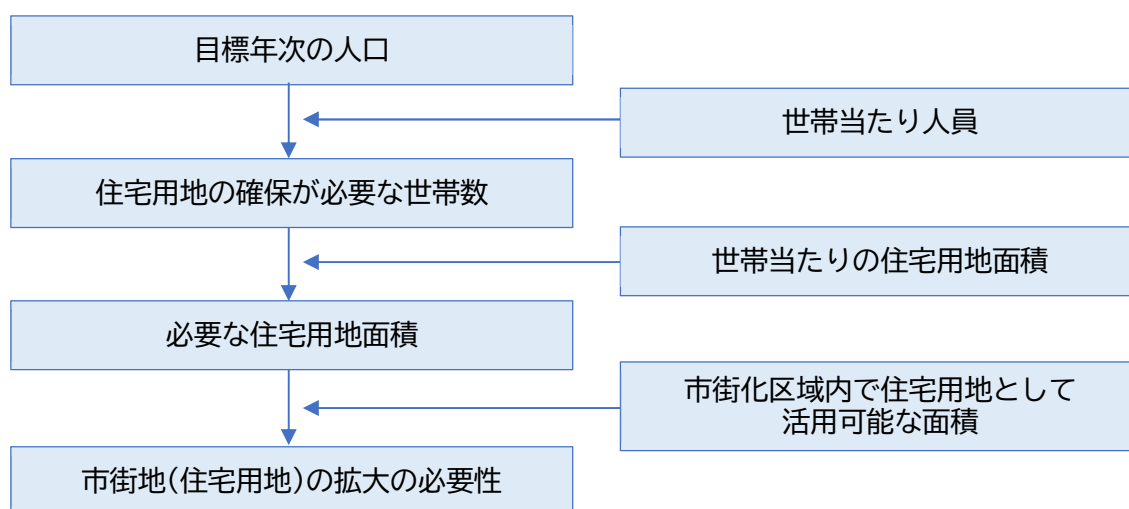
(3) 将来の市街地規模

① 住宅用地

将来人口は、現況より減少する想定ですが、世帯数は増加することが見込まれています。これらのことを踏まえて、目標年度において必要と見込まれる住宅用地規模を検討しました。

結果としては、現在の市街化区域内の都市的低未利用地の有効活用を図ること、将来的に必要と見込まれる住宅用地が概ね確保出来る見込みです。

■住宅用地の算定の流れ

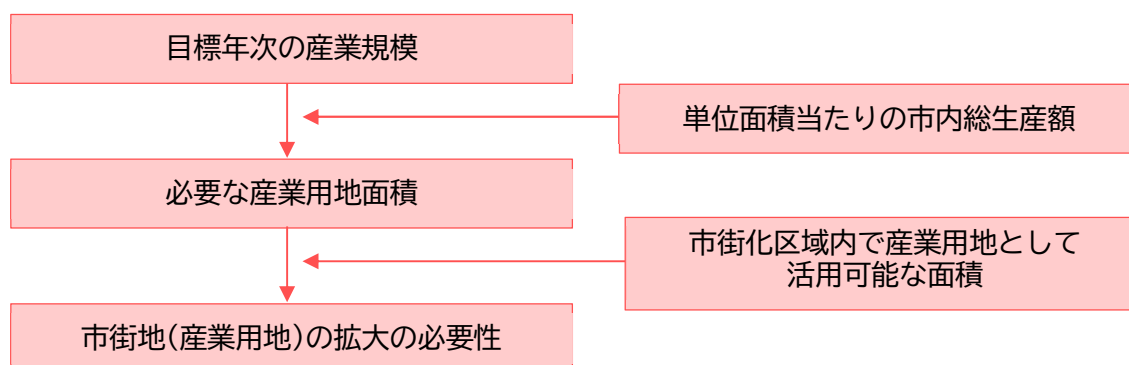


② 産業用地

将来産業規模は、現況より増加する想定です。このことを踏まえて、目標年度において必要と見込まれる産業用地規模を検討しました。

結果としては、現在の市街化区域内の都市的低未利用地などの有効活用を図ったうえで、新たな産業用地が約 66ha 必要となります。

■産業用地の算定の流れ



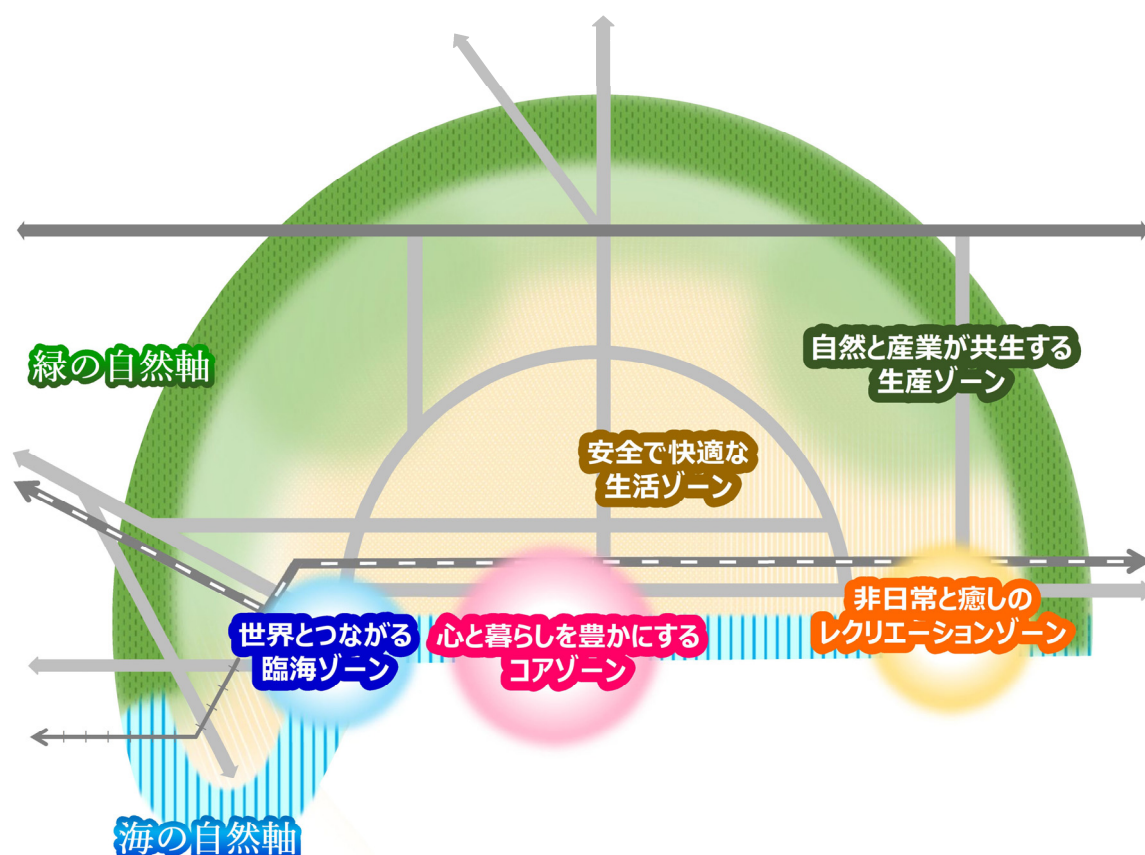
1-4 将来都市構造

(1) 将来都市構造の概念

将来都市構造の概念は、本市の地理的特徴や市域を構成する要素を踏まえて、将来都市像の実現に向けての視点や基本方針を空間的かつ概念的に表すものです。

本市には、市域が海・山の豊かな自然環境に囲まれているという地理的特徴があります。この自然環境を自然軸として位置づけ、それぞれの特性をまちづくりの資源として活用することとします。

また、土地利用の観点からの特徴を踏まえて市域を5つのゾーンに区分し、各ゾーンにおける空間形成の方向性を示します。



軸

自然軸 (海・緑)	本市が面する三河湾や北部の山並みといった自然は、本市のイメージを特徴づける重要な要素であり、人々の心に癒しと安らぎをもたらしています。 三河湾との水際や山並みを「自然軸」と位置づけ、自然環境と美しい景観の維持保全や親水性に富んだ空間整備を図るとともに、それぞれの特性や連続性をまちづくりの資源として活用します。
--------------	---

ゾーン

心と暮らしを豊かにする コアゾーン	交通結節点・中心市街地・観光拠点・港といった多様な要素を一体的に活用し、市の基幹的な都市機能や交流機能の集積を図り、人・コト・モノがつながり新たな価値が生まれる都市発展の中心となるゾーンとして位置づけます。
安全で快適な 生活ゾーン	生活コミュニティの拠点となる鉄道駅周辺を中心に、医療・福祉・子育て支援・商業などの都市機能が集積し、誰もが安心して快適に生活できる環境が整ったゾーンとして位置づけます。
自然と産業が共生する 生産ゾーン	農地を保全し農業振興の基盤とするとともに、広域交通網との連携を活かした産業などの多様な経済活動が行われるゾーンとして位置づけます。
世界とつながる 臨海ゾーン	港湾機能の向上や道路・鉄道などとの連携による国内外からの人やモノの流れの活性化を図り、三河港の中心的な役割を担う港湾として広域経済の発展に寄与するゾーンとして位置づけます。
非日常と癒しの レクリエーションゾーン	景観に配慮した一体感のあるまちなみが形成され、水辺空間や海洋レクリエーションを楽しむ観光拠点、商業施設などが立地する都市の成長拠点となるゾーンとして位置づけます。

将来都市構造の概念（軸・ゾーン）を踏まえ、都市の骨格となる交通軸や拠点、土地利用配置を示すゾーンで本市の目指す姿を具体化します。

そのための将来都市構造の基本的な考え方を示します。

(2) 将来都市構造の基本的な考え方

将来都市構造は、本市のまちとしてめざす姿やそのための骨格を示すものです。おおまかな土地利用の配置である「ゾーン」、人々の移動を支える基幹的な「交通軸」及び市民生活や来訪者の活動の中心となる「拠点」により示します。

本市は、三方を山と丘陵部に囲まれ、南側は三河湾に面しており、山・丘陵地、農地、市街地、海が連続的に移り変わる特徴的な土地利用となっています。これらの特徴を活かしたゾーニングを形成します。

市内には JR 東海道本線や名鉄蒲郡線の鉄道が整備され、基幹的な公共交通として機能しています。道路網としては、市北部を東西に横断する国道 23 号蒲郡バイパスや、国道 247 号中央バイパスなどの横軸と、市街地・臨海地域を接続する縦軸となる路線の整備が随時進んでいます。これらを活かした市域内外のつながりを強化する交通軸を形成します。

JR と名鉄で、あわせて 9 駅が整備されている鉄道駅周辺は、居住や都市機能が集積する拠点として位置づけ、拠点間を鉄道軸で連絡するコンパクトなまちを形成します。また、国道 23 号蒲郡バイパスのインターチェンジ周辺は、広域交通利便性を活かした工業系拠点として位置づけます。

将来都市構造図



ゾーン

森林ゾーン	本市を象徴するまとまった緑として、緑地及び森林の保全・活用を推進するゾーンとして位置づけます。
農地ゾーン	周辺の自然環境との調和を図りつつ、農業の振興と農地の保全・整備を図るゾーンとして位置づけます。
市街地ゾーン	身近な場所に都市施設が立地し、周辺環境と調和した居住環境の中で快適に生活できるゾーンとして位置づけます。
臨海交流ゾーン	三河湾に面する地域特性を活かした交流や産業振興を促進するゾーンとして位置づけます。
観光・レクリエーションゾーン	市内の景勝地及び温泉郷などの地域資源があり、広域観光や市民の日常利用を促進するゾーンとして位置づけます。
漁港ゾーン	水産業とこれを活かした観光の振興を促進するゾーンとして位置づけます。
工業ゾーン	周辺環境への配慮を行いつつ、工業施設、流通業務施設などの集積を図るゾーンとして位置づけます。
都市活力育成ゾーン	三河湾などの観光資源を活用し、周辺都市機能の向上と都市成長につながる土地利用が可能なゾーンとして位置づけます。
工業ゾーン (検討区域)	広域交通の利便性を活かし、環境保全及び地域との調和に配慮した工場・研究所・物流施設などの誘致を検討するゾーンとして位置づけます。
特定産業集積ゾーン (検討区域)	広域交通との近接性を活かすと同時に環境保全及び周辺地域との調和により配慮した、大学などと連携した研究開発施設や、先端技術産業施設の誘致を検討するゾーンとして位置づけます。

交通軸

広域幹線軸	名古屋及び豊橋方面を結ぶ広域的な移動を処理する幹線道路を位置づけます。
都市骨格軸	拠点周辺と広域幹線軸を連絡する道路と、本市と他市町を結ぶ道路を位置づけます。
鉄道軸	本市の公共交通の軸として、JR 東海道本線と名鉄蒲郡線を位置づけます。

拠点

中心拠点	本市の基幹的な都市機能の集積を図る拠点を位置づけます。
地域拠点	各地域での生活において必要な生活機能を確保する拠点を位置づけます。
工業系拠点	国道 23 号蒲郡バイパスの蒲郡インターチェンジ及び蒲郡西インターチェンジ周辺を、広域交通利便性を活かした工業系拠点として位置づけます。



まちづくりに係る分野別方針

分野別方針では、都市計画に係る以下の分野における取り組みの基本的な考え方や方針を示します。

2-1 土地利用

(1) 基本的な考え方

- ・本市の自然や地形、広域交通網の形成状況、人口減少・少子高齢化などの進行を見据えながら、将来にわたり持続可能な市街地を形成するため、計画的な土地利用を誘導します。
- ・既存の森林・樹林地、広域の一団の農地、海といった本市特有の豊かな自然を保全・活用します。
- ・これまでに推進してきた土地利用を踏まえ、既存市街地では、都市的土地利用や低未利用地の活用を促進し、それ以外の地域では、基本的には市街化の抑制を図ります。
- ・市街化の抑制を図る地域のうち、交通利便性を活用できる地域では、周辺の自然環境との調和に留意したうえで部分的な都市的土地利用を検討します。
- ・貴重な生物が生息している地域では、その環境を維持するため、都市的土地利用への転換は行わず、積極的な保全を推進します。
- ・三河湾に面した臨海部では、各地区の特性に応じた土地利用の形成を図ります。
- ・既存の観光資源と恵まれた立地条件を活用するとともに、歴史・文化・産業などの特色ある観光地を目指し、観光施設の保全及び再整備を推進します。

(2) 土地利用の方針

① 低層住宅地区

- ・低層主体の住宅が立地する地区として、ゆとりある良好な居住環境の維持・形成を進めます。
- ・住宅と農地などが調和した低層主体の住宅地区では、ゆとりある敷地での居住意向の受け皿として、現在の居住環境を保全します。

② 一般住宅地区

- ・中高層住宅を含む良好な住宅を中心とし、関連する商業・サービス機能を備えた土地利用の形成を進めます。
- ・各鉄道駅周辺については、都市機能の更新・再編に加え、まちなか居住を促進し、就労環境ともバランスのとれた魅力ある拠点形成につながる住宅地を目指します。

③ 商業・業務地区

- ・商業・サービス業や業務などに利用する施設が立地する地区として位置づけます。
- ・地域の特性を活かし、まちづくりと一体となった商業基盤整備を進めます。
- ・本市の顔である蒲郡駅を中心とした市街地では、様々なイベントを楽しみ、交流できる、賑わいにあふれた商業地区の形成を図ります。
- ・各鉄道駅周辺では、地域拠点として必要な施設が立地する商業地の形成を図ります。

④ 住工複合地区

- ・住居と工業などの施設が隣接する地区として位置づけます。
- ・工業系以外の土地利用が進む地区については、適切な土地利用規制への転換を検討します。

⑤ 工業地区

- ・工業施設が立地する地区としての土地利用を進めます。
- ・既存の工業施設の継続的な操業や、低未利用地の活用を促進する取り組みの検討を行います。

⑥ 港湾・漁港地区

- ・重要港湾においては、港湾施設の整備を促進することで利便性を高め、利用拡大や活性化を図ります。
- ・地方港湾においては、現在の状況を勘案したうえで今後の土地利用の方向性や、必要な土地利用規制の設定を検討します。
- ・漁港地区においては、施設の計画的な改修・更新を促し、利用増進を図ります。

⑦ レクリエーション地区

- ・都市公園・臨海緑地・スポーツ施設などの維持・保全・整備を行い、レクリエーション機能の充実を図ります。

⑧ 海辺の交流拠点地区

- ・蒲郡駅周辺の市街地と本市の代表的な観光地である竹島周辺とのつながりのある地区として、住む人や訪れる人にとって日常的に過ごしたくなる、穏やかな三河湾に面した海辺の空間の形成を推進します。
- ・魅力的な公共空間の活用促進及び新たな空間形成、市民や事業者が主体的に公共空間を活用できる仕組みづくりや、人それぞれの過ごし方にあった場所が見つけられるような空間づくりに向けて、市民などと共に社会実験などによる試みに取り組みながら進める公民連携のまちづくりを推進します。
- ・穏やかな三河湾を感じながら利用できる飲食店・物販店・アクティビティ施設などが立地する民間活力を活かした土地利用について、民間事業者と連携して検討を進めます。
- ・検討した土地利用に即した必要な土地利用規制・誘導方策などを設定することで、都市的土地利用や港湾としての土地利用を促進します。

⑨ 温泉保養地区

- ・周辺環境と調和した、安らぎと情緒のある、心地よく過ごせる温泉地としての保全・形成を図ります。
- ・レクリエーション地区などと連携した、来訪者が楽しめる回遊型の空間づくりを検討します。

⑩ 広域都市拠点地区

- ・海に開けた立地特性を活かして、広域的な集客や市全体の賑わいにつながる多様な土地利用を促進します。
- ・土地所有者・事業者・行政などとの連携による中長期的な土地利用構想を検討したうえで、重層的な土地利用規制を設定することにより、非日常的なレクリエーション空間や既存市街地とは異なる産業・業務を展開する空間としての都市的土地利用形成及び関連都市機能の整備を促進します。

⑪ 農業地区（集落）

- ・一団の優良農地については、農業生産の場であるとともに、雨水貯留・二酸化炭素吸収などの多面的な機能も有するものであることから、無秩序な開発を抑制し保全を図ります。

- ・ほ場整備や農道・用排水路・ため池などの整備・改修を進め、生産基盤の改善を図ります。
- ・現在の地域コミュニティや生活利便性を維持していくため、日常生活に必要な都市・生活機能の確保・維持を図ります。

⑫ 森林地区

- ・本市の貴重な自然であり雨水貯留・斜面保護・二酸化炭素吸収などの多面的な機能を有するものとして、三河湾国定公園の中心的存在である竹島や三河大島、三谷・蒲郡・形原・西浦の温泉地周辺に加え、五井山・遠望峰山といった自然公園地域やその他の森林などについて、維持・保全を図ります。

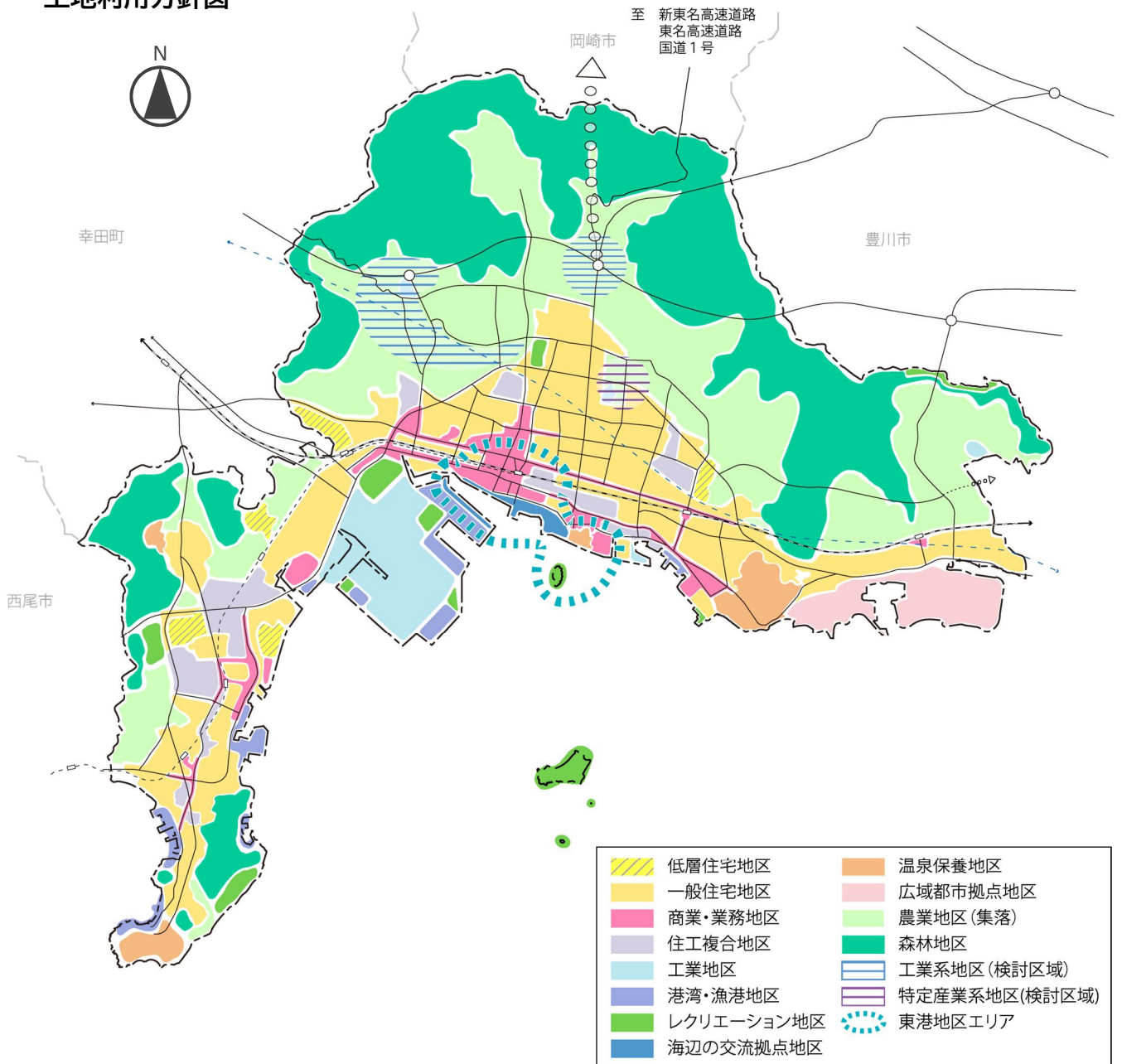
⑬ 工業系地区（検討区域）

- ・広域的な交通の利便性を活かすとともに、自然環境の保全や周辺地域との調和に配慮した、工場・研究所・物流施設などの立地する産業用地としての土地利用を、農地としての土地利用にも配慮しつつ検討します。

⑭ 特定産業系地区（検討区域）

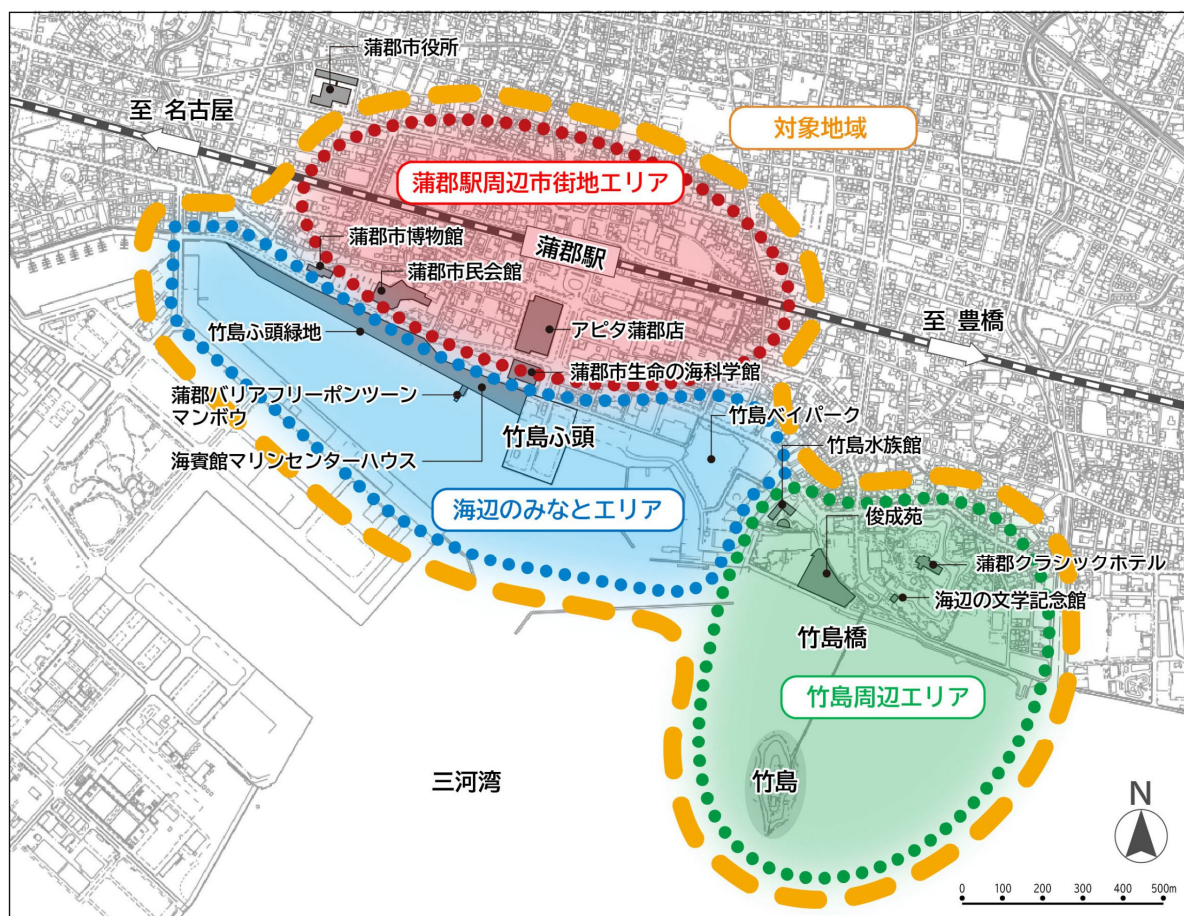
- ・交通の利便性を活かしつつ、周辺の自然環境・近接する市民病院や住居地への影響に十分配慮した、大学・病院などと連携した研究開発施設や、先端技術産業施設などが立地する産業用地としての土地利用を、農地としての土地利用にも配慮しつつ検討します。

土地利用方針図



(3) 東港地区エリアの土地利用の方針

- ・本市の中心地に位置する蒲郡駅周辺の市街地、竹島ふ頭や東港などの港湾、観光地である竹島周辺を対象とした「東港地区」において、市民や訪れる人の日常生活の一部として過ごしたくなる居心地の良いウォーカブルな空間の形成を図ります。
- ・竹島ふ頭や東港などの三河湾の位置づけがある埋立地の土地利用を図り、地区内を回遊できる環境を形成しつつ、穏やかな三河湾を感じながら歩いて過ごしたくなる空間の形成を推進します。



(4) 居住及び都市機能の立地適正化の方針

- ・本市では、鉄道駅周辺に居住地や都市機能が集積しています。今後、人口が減少しても、ある程度の人口密度を維持し、それにより都市機能の立地も維持することで、利便性の高いまちを維持できるような取り組みを進めます。
- ・コンパクトな都市構造を維持することで、生活利便性を確保するだけでなく、移動距離の低減や公共交通の利用促進による自動車からの二酸化炭素排出の抑制・エネルギーの効率化などを図ります。
- ・居住地や都市機能が沿岸部に集積しており、高潮などの浸水被害が想定されています。そのほかの災害リスクも市内には存在していることから、各種災害リスクへの対応も検討しつつ、居住・都市機能の誘導につながる取り組みを進めます。
- ・鉄道駅周辺地域は、公共交通に徒歩でアクセスできる利便性の高い地域です。原則として、既存市街地での居住を促進することとします。既存市街地以外の地域では、将来の人口動向などから必要と考えられる場合には、居住地形成・都市機能集積についての方向性を検討します。

(5) 市街地整備の方針

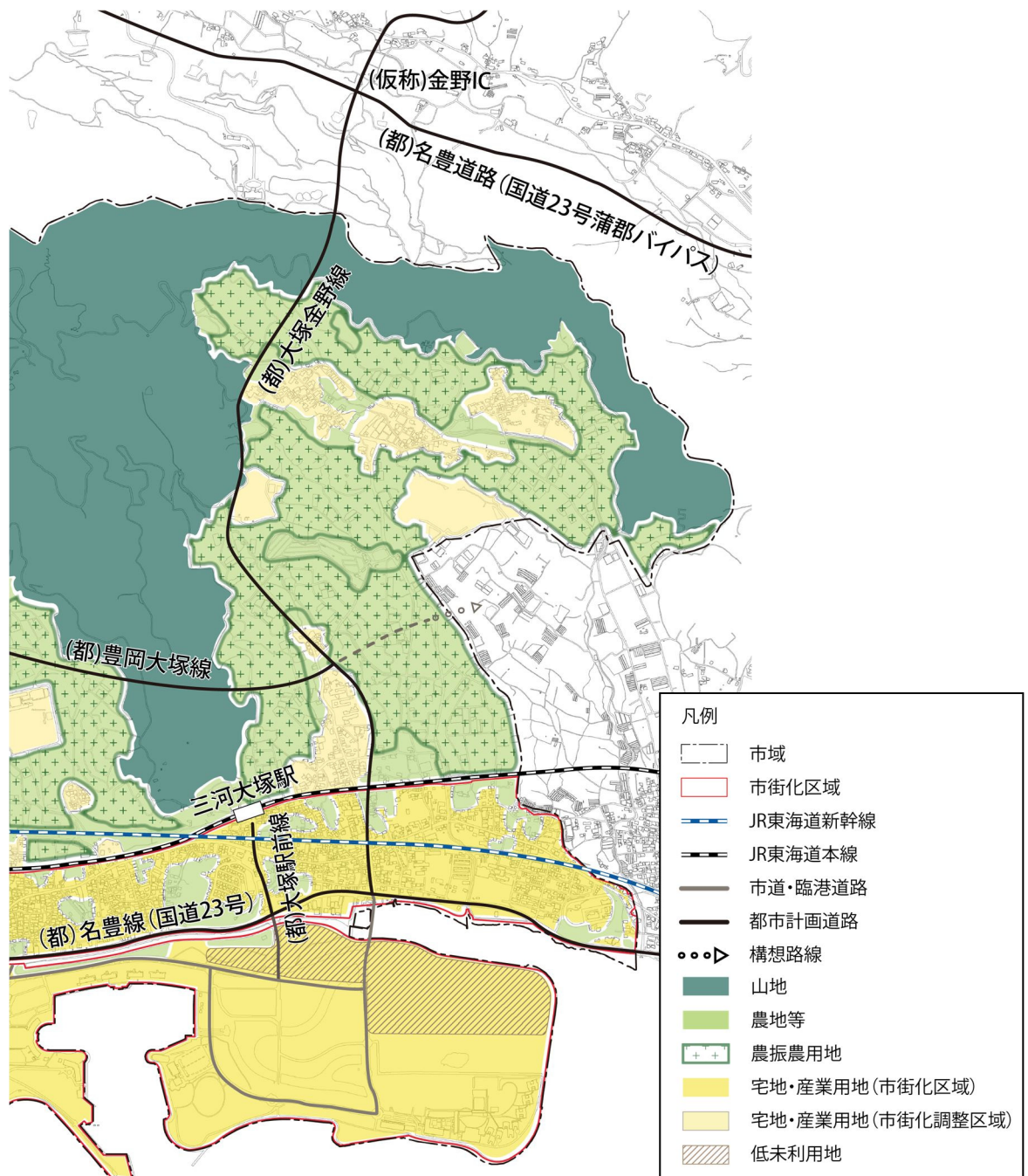
- ・将来都市構造において中心拠点として位置づけた蒲郡駅周辺について、居住人口の誘導や商業の活性化を図るため、土地の高度利用を図ります。
- ・安全面にも配慮した質の高い住宅地の整備について、道路・公園・下水道などの都市施設の整備とあわせて行うことを、民間活力の利用も含めて検討します。また、すでに事業を実施している地区については、円滑に事業を推進し、早期の完了を図ります。
- ・既存市街地内の低未利用地などにおける面的整備に対する支援について検討を行います。
- ・道路や公園などの都市施設の整備が不十分な地域や、住宅が密集している既存市街地については、面的な整備も含めた整備手法の方向性を検討します。
- ・空き家については、利活用・除却などを促進する取り組みを進めます。
- ・住工混在が顕著な地域については、住工隣接による利便性にも配慮しつつ、工場の集約化や市域内での移転促進なども含めた、居住環境・操業環境双方の改善を図ります。
- ・企業移転などの跡地では、地域活性化に向けた有効活用について検討します。
- ・既存市街地や工業系・特定産業系検討地区以外の地域においても、各種産業との相互の影響なども加味しながら、新たな企業用地候補地選定の検討を進めます。

(6) (都)大塚金野線沿道・周辺地域での土地利用検討の方針

(都)大塚金野線は、(都)名豊道路(国道23号蒲郡バイパス)と(都)名豊線(国道23号)を接続する路線で、(都)名豊道路の全線開通を見込んだ事業化が予定されています。

道路が整備されることで、広域的な交通利便性の向上が想定され、ラグーナ蒲郡地区内の低未利用地活用に寄与することが期待されます。あわせて、(都)大塚金野線の沿道・周辺地域においても、現在は農地として利用されていますが、これまでとは異なる土地利用も期待されます。

そこで、今後、(都)大塚金野線の沿道・周辺地域については、第1次産業のための用地とあわせて、新たな広域的な交通利便性を活かした企業用地などとしての土地利用の検討を進めます。



2-2 都市交通

(1) 基本的な考え方

- ・都市間・拠点間の円滑な移動や安全・快適な生活環境を支える道路網を形成します。
- ・市民や来訪者の移動の足となる公共交通の確保・維持・改善を図ります。

(2) 道路整備の方針

① 広域幹線道路

- ・市内の交通渋滞緩和や産業経済活動の持続的な活性化にもつながる(都)名豊道路(国道23号蒲郡バイパス)については、事業主体である国に働き掛け、令和6年度的全線開通を促進します。
- ・全線開通後においては、事業主体である国に対し4車線化を働き掛けます。

② 主要幹線道路・幹線道路・補助幹線道路

- ・(都)名豊道路(国道23号蒲郡バイパス)の全線開通に伴う、インターチェンジアクセス道路の計画的な整備を促進します。
- ・本市の都市全体の骨格を形成する幹線道路などの整備を推進します。

③ 生活道路

- ・生活に密着した道路の新設・改修・幅員確保を推進します。
- ・歩行者とりわけ子どもや高齢者、自転車の通行の安全性を確保するため、地域特性や交通特性に応じた交通安全施設の整備充実を図ります。
- ・交通事故多発交差点や十分な幅員が確保されていない箇所などの危険箇所について、改善を図ります。

④ 計画的な道路整備の方針

- ・道路整備を行う際には、優先順位の設定などによる計画的な整備を図ります。

(3) 都市計画道路の見直しの方針

① 長期間未整備の路線についての方針

- ・(都)名豊道路(国道23号蒲郡バイパス)に関連する路線については、整備や事業化に向けた検討を促進し、必要に応じて計画変更を検討します。
- ・それ以外の路線については、関係機関と調整しながら、事業の実現性も踏まえた見直しを進めます。

② 既決定路線の変更及び新規路線決定の方針

- ・各路線に求められる機能や社会経済状況の変化などにより必要が生じる場合には、適宜見直し・新規決定を検討します。

(4) 公共交通ネットワークの形成方針

① 公共交通ネットワーク

- ・住民ニーズを踏まえて誰もが安心して快適に移動できる公共交通ネットワークを構築することで、交通空白地の解消を図ります。
- ・交通事業者をはじめとした関係者間の連携を強化し、公共交通ネットワーク維持確保の取り組みを推進します。
- ・自家用車中心から公共交通機関を適度に賢く利用する状態へと少しずつ変えていくことを促す取り組みを進めます。

② 交通結節点

- ・各鉄道駅周辺の駐車場・駐輪場・駅前広場・アクセス道路の維持・改善を行い、交通結節点の機能強化を図ります。
- ・公共交通結節点を整備する際には、既存交通結節点を踏まえた位置・規模などの検討を行います。

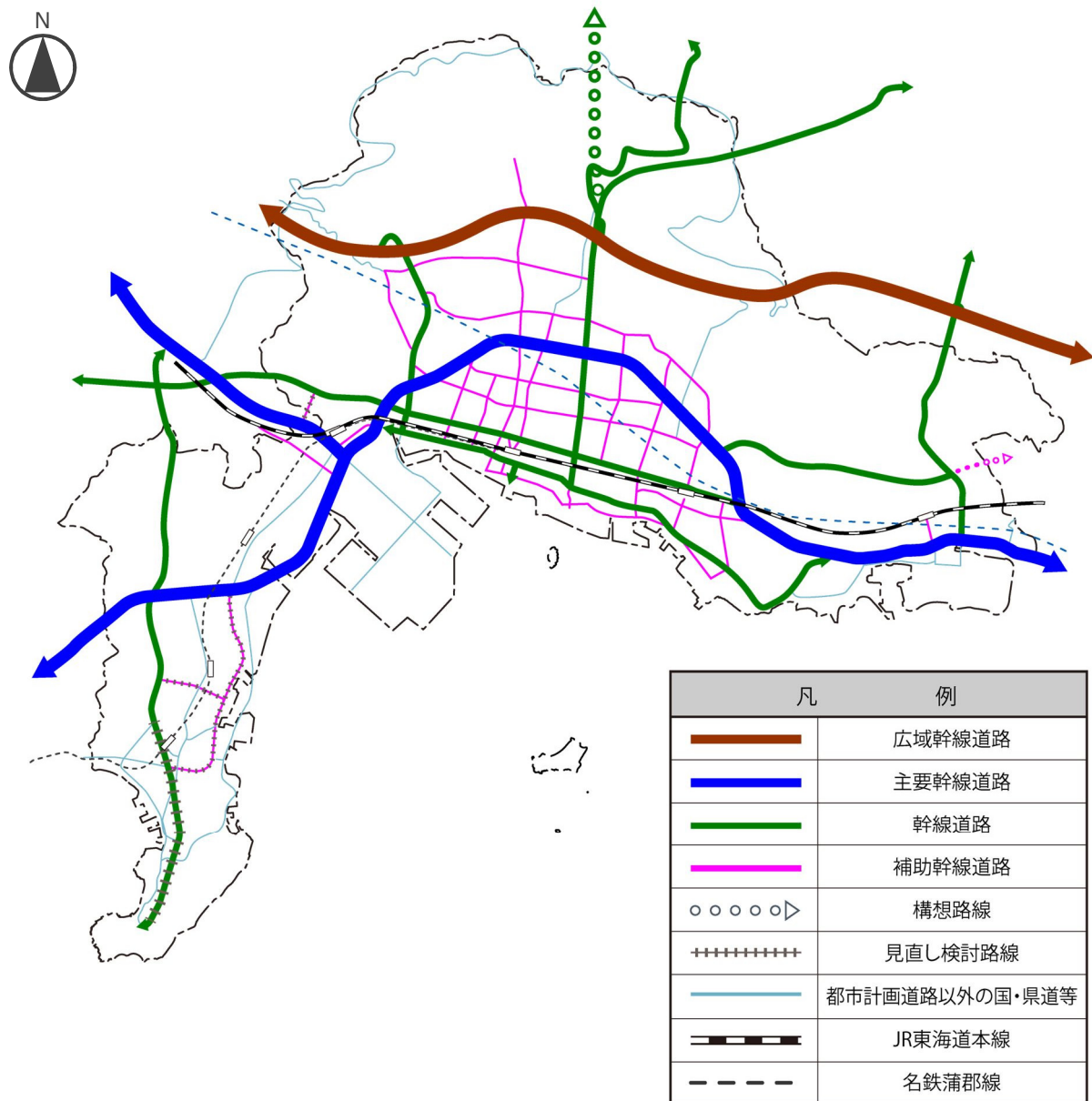
(5) 交通施設の維持・管理の方針

- ・急増する道路・橋梁などの交通施設の老朽化に対処するため、予防保全型の維持管理を推進します。
- ・災害時に緊急輸送道路として機能し、速やかに復旧活動が行われるよう、橋梁などの耐震化を図り災害に強い道路の整備を推進します。

(6) 賑わい空間としての活用方針

- ・道路や駅前広場について、地域の賑わい空間としての活用を検討します。

将来道路ネットワーク図



種 類	定 義
広域幹線道路	国土レベルの広域的な自動車交通を処理する道路
主要幹線道路	都市に出入りする交通や都市内の交通を集約して処理する、都市の骨格を形成する道路
幹線道路	広域幹線・主要幹線道路と主要交通発生源などを結ぶ、都市の骨格を形成する道路
補助幹線道路	幹線道路と生活道路との連絡、他都市との補助的な接続、交通結節点と主要幹線・幹線道路との接続、といった多様な機能を有する各地域内での幹線としての道路

2-3 都市環境

(1) 基本的な考え方

- ・都市施設の計画的な整備推進とともに、既存ストックの有効活用と適切な維持管理により、快適な市民生活や産業活動、人々の交流を支えるために必要な機能確保を図ります。
- ・海や山の自然環境、文化的な地域資源を活用した、潤いのある都市環境を形成します。

(2) 公園緑地の方針

① 公園緑地の整備の方針

- ・環境保全・レクリエーション・防災・景観といった機能に留意するとともに、多様化する市民のニーズに対応した公園緑地の整備・保全を推進します。
- ・計画的な居住地の形成と併せた、市民の価値観・ニーズを考慮した公園緑地整備を推進します。

② 公園緑地の維持管理の方針

- ・公園施設の長寿命化を図るため、施設の改修や更新を計画的に進めます。
- ・地域住民・NPO・民間企業などの多様な主体による公民連携も含めた公園緑地の維持管理に努めます。

(3) 港湾施設の整備方針

- ・港湾の背後に位置する工業地帯の国際競争力強化や有事の救援物資輸送経路確保のため、航路の整備、大型船用岸壁・耐震岸壁・防波堤などの施設整備を促進します。
- ・港湾施設の老朽化に対処するため、適切な維持管理による施設の長寿命化を進めて、サービス水準の維持を図ります。

(4) 河川整備の方針

- ・河川は、豪雨時の水害対策を進める一方、潤い豊かな生活環境を提供するため、親水性や自然環境の保全・復元に配慮した河川整備・改修を推進します。
- ・異常降雨時における市民生活の安全を確保するため、準用河川及び普通河川の計画的な改修を推進します。
- ・河川のもつ自然浄化能力の回復や、自然との共生を目指した水辺空間の創出を目指し、多自然的な河川整備を推進します。
- ・憩いと安らぎの水辺空間の創出に向けて、地域住民との協働により河川堤防の保全活動を推進します。

(5) 下水道整備の方針

① 汚水施設の整備

- ・生活環境の改善と公共用水域の水質汚濁防止を図るため、計画的な整備を促進します。
- ・市街地においては、公共下水道の整備を推進します。
- ・公共下水道の整備を行わない区域については、生活排水の適正な処理を図るため、合併処理浄化槽への転換を促進します。

② 普及率・接続率の向上

- ・海や河川などの公共用水域の水質改善及び快適な生活環境の実現を目指し、下水道への接続を促進します。

③ 雨水排水施設の整備

- ・浸水被害を防止するため、計画的な排水施設の整備を推進します。

④ 下水道施設の維持管理

- ・公共下水道に関する諸施設や、汚水及び雨水管渠の老朽化が進行していることから、耐震化及び長寿命化を含めた、適切な施設の維持管理を進めます。

(6) その他の都市施設整備の方針

- ・ごみ焼却場(クリーンセンター)、汚物処理場(下水道浄化センター)、し尿処理施設(清幸園衛生処理場)、火葬場(セレモニーホールとぼね)などについては、周辺環境に配慮したうえで、今後の処理量などに応じた施設の機能維持・更新・統廃合を計画的に進めます。
- ・全市利用型施設については、配置やサービスの提供方法を工夫して利便性の向上を図り、賑わい創出につなげることでまちの魅力を高めます。特に将来都市構造で中心拠点として位置づけた蒲郡駅周辺においては、様々な機能が融合した市民の居場所となる場の形成を目指します。
- ・地区利用型施設については、各地区住民の意見を取り入れた施設の再編に向けた取り組みを進めます。
- ・整備・改修に当たっては、省エネ・再生可能エネルギーの活用や景観への配慮のうえ、バリアフリーやユニバーサルデザインも考慮した、利用者にとって使いやすい施設とするように努めます。
- ・保守管理や耐震補強などを適切に行い施設の安全性を確保するとともに、長寿命化する施設としない施設を整理し、建て替え時期を調整して更新費用を平準化することで、財政負担の軽減に取り組みます。
- ・機能・配置の集約化や複合化により、利便性の向上に配慮しながら施設総量の縮減に取り組みます。

- ・海・山の自然を感じながら徒歩・自転車で利用できる空間の形成について、既存施設の活用や民間活力の利用も視野に入れた検討に取り組みます。

(7) 景観形成の方針

- ・本市は、青い海と豊かな山々に囲まれた地形による「海・市街地・山」が一带となった貴重な景観に特徴があります。これからも、良好な海辺の景勝地としての景観を継承しつつ、住む人によって形成されてきた自然と調和した穏やかな景観を守り育てていくため、本市特有の眺望景観を維持保全することを基本としつつ、景観形成を推進します。
- ・水辺の景観づくりも含めた、水や生き物とのふれあいによる癒しの空間の形成にもつながる海浜整備・保全を推進します。
- ・温泉街などの観光地では、自然環境の保全に努めるとともに、趣に配慮した景観形成に努めます。

2-4 都市防災

(1) 基本的な考え方

- ・大規模災害時における都市機能の機能確保を図ります。
- ・関係機関が連携してハード対策とソフト対策を組み合わせた「多重防御」による被害の最小化を目指します。

(2) 土地利用・市街地整備

- ・避難路・避難地の機能を有する道路、公園緑地などのオープンスペースの確保につながる取り組みを推進します。
- ・倒壊の危険性が高い建築物の耐震化・建て替え・除却、危険なブロック塀の撤去を促すことで、大規模地震による被害の軽減をめざします。
- ・大規模地震発生後にも生活を維持できるよう、インフラ・ライフラインの耐震化を進めます。
- ・市街地環境の改善に向けた計画的な整備を推進するとともに、低地帯の排水機能の強化などを推進します。
- ・都市における火災の危険を防除するため、建築物密集地などの火災危険率の高い市街地の区域については、適切な土地利用規制の設定を検討します。
- ・災害発災時に危険度の高い住宅密集地の改善について検討を図ります。
- ・関係機関と協力し、治山・砂防などの事業を促進し、土砂災害などに対する総合的な対策を推進します。
- ・津波・高潮・洪水・雨水出水による浸水や土砂災害などが想定されるハザードエリアを的確に把握し、被害を防止・軽減するための対策を検討します。

(3) 都市施設

- ・道路・橋梁は、被害の想定される箇所を把握し、緊急度の高い箇所から順次、改善・強化を推進します。
- ・海岸・港湾は、耐震性の強化を図るとともに、津波が堤防を越えた場合にも流出しにくい構造への強化などを促進します。
- ・高潮による浸水を防止するため、海岸堤防などの改修を促進します。
- ・河川は、必要な流下能力を満足するための整備を促進するとともに、草刈・堆積土砂の浚渫を行い、良好な河川環境を維持します。
- ・公共建築物の耐震化を進めます。

(4) 復興まちづくりの事前準備

- ・大規模災害発災後、早期に計画的なまちなみの復興を進めていくため、被災時における体制・手順の明確化などの、事前復興の取り組みを検討します。